2019年第8回教育委員会定例会日程

日時	2019年8月27日(火)午後1時30分
場所	北栄町役場 第1委員会室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行政報告 教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長
- 4 議 案

議案第36号 北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求 めることについて

5 協議事項 なし

- 6 報 告
 - ・通学路危険箇所合同点検の結果について (7/26 開催)・・・・・・ 資料 1
- 7 その他

 - 北栄町議会9月定例会日程(9/5~9/25)9/10総務教育常任委員会、9/12,13一般質問、9/25採決
 - ・教育委員会第9回定例会 9月 日() 時 分から
- 8 閉 会

8月行政報告

=教育長=

◎業務内容

7月30日 コミュニティ・スクール推進委員会

7月31日 反核平和の火リレー

8月 1日 北栄教育連絡会

8月2、3日 全国コミュニティ・スクール研究大会 in びんご府中

8月3、4日 子ども交流活動事業 in 湖南市

8月 5日 北栄町学校教育研究協議会全体研修会

8月 6日 大栄小学校業務改善研修会 北栄町教育懇話会

8月 9日 北栄町議会行政報告会

8月18日 北栄砂丘まつり

8月19日 北栄町いじめをなくそうサミット

8月20日 人権教育地区推進員会議

8月21日 地産地消懇談会

8月22、23日 中国五県町村教育長研究大会

第5回 教育連絡会

2019年8月1日

★私たちの中心にある一番の目的は 「**子どもたちのために**」 このことを忘れることなく、初心に返って

★いじめ問題について

子どもの自殺が多いのは、長期休暇が明ける前後という統計結果が出ています。子どもの様子をしっかりと観察して、SOSのしっかりとしたキャッチして適切な対応をお願いします。

いじめ発見のきっかけが、保護者からの訴えから、アンケートや本人からの訴えが1番多くなっています。学校が積極的に発見に努めていることや言いやすい雰囲気が出来てきていることは良いことです。

生徒や保護者からの相談があった場合は、担任が抱え込むことなく、学校内部で情報を共有し、適切な対応をお願いします。

★報連相+確認

報良い結果も悪い結果も事実をありのまま伝える。

連 すばやく正確に伝える。組織で情報を共有する。

相 独断で判断せず、早めに上司に相談。

相談する際は、問題点を整理して自分で代案を考えておく。 確認 結果の確認をしてください。

★登下校時の安全確保

児童・生徒への交通安全、自転車運転ルールの徹底(ヘルメット着用、併走禁止)を図ってください。

9月~11月は合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、対策抽出箇所に応じた具体的実施メニューの検討をお願いします。

通学路見守りボランティア、こどもかけこみ110番への協力依頼をしてください。 自転車損害賠償保険などへの加入促進を図ってください。

○熱中症対策について

連日、酷暑が続いています。部活動や駅伝練習など熱中症対応を屋外だけでなく屋内であっても油断することなく細心の注意を払ってお願いします。

- ・これまでが涼しかったので体が慣れていない状況で、梅雨明けして気温が急上昇してい て危険です。
- ・こまめに水分補給する。ただし、水の飲み過ぎによる低ナトリウム血症も注意してください。
- ・涼しい場所での休憩をこまめにとる。
- 気象庁や県から出される熱中症警報の確認や、熱中症指数をこまめに見る。

○全国学力・学習状況調査の結果公表について

今年度実施された全国学力・学習状況調査の結果が7月31日に公表され、8月1日の新聞に掲載されました。今年度の町教委としての公表方針には、先日の定例教育委員会において協議されて昨年と同様に行うことになりました。

結果の公表が1ヶ月早くなったことから、しっかり分析し、今後の対応策を検討していただき、2学期からの授業に反映してください。

各校でこれまでの少なくとも5年の経年比較分析等を行い、課題と対策を10月の連絡会に報告してください。

○「クレーム対応講座~ハードクレーム対応」について

6月5日の研修に参加した職員が研修で学んだことの復命してくれたので、熟読してください。

- ・苦情が寄せられる時は、必ずその原因と背景があること。
- ・相手がなぜそのようなことを言ってくるか理解し、苦情の背景を理解し対応する。
- ・苦情が寄せられたら対応を先延ばしせず。部署全体で対応策を検討し対応する。
- 対応履歴を残し、情報共有する。

○精神保健福祉促進研修会鳥取大会の開催について

9月10日、とりぎん文化会館で、「家庭・地域・学校と共に未来につなげる精神保健教

育を | テーマに研修会が開催されます。

各学校からも積極的に参加して、精神疾患を正しく理解するための教育の必要性について 学んで、各校の支援が必要な児童生徒への関わりの参考にしてください。

○不登校児童生徒への自宅学習支援事業について

ハートフルスペースで標記事業を実施されることになったので、支援が必要な児童生徒が あれば、言ってきてください。

○放送大学の講座情報について

- 資格取得講座
- · 小学校外国語教育教授基礎編
- ・プログラミング教育の指導に向けたオンライン講座

=教育総務課=

1 教育懇話会について

教育委員、学校長、こども園長の現職、OBで組織する教育懇話会を8月6日、三朝町渓 泉閣で行いました。今回の総会をもって、懇話会を解散することを決定しました。

2 いじめをなくそうサミットについて

8月19日、第5回目となるいじめをなくそうサミットを中央公民館で行いました。小・中学校4校から児童・生徒8人ずつ(計32人)が参加。DVDを視聴後、ワークショップを行い、いじめに向き合い、話し合い、それらをもとに学校ごとにアピール文を作成し、発表しました。

3 不登校、問題行動等の状況

区公	不登校(30 日以上)			7月の問題行動	7月のいじめ
区分	6月末	7月増	計	(関係者数)	認知件数
北条小	2 人	0人	2 人	0	10
大栄小	0人	0人	0人	0	0
北条中	3 人	0人	3 人	0	13
大栄中	3 人	0人	4 人	2 (対教師、対生徒)	0

=生涯学習課=

1 企画展「北栄町の自然 写真で見る砂丘地・海岸に生息する植物」について

期 間 8月3日~25日

場 所 北栄みらい伝承館

概 要・町内在住の磯江茂秋さん(倉吉博物館自然科学研究会会員)が撮りためた写真 を掲示し、砂丘地・海岸の植物を紹介

・子ども向けワークショップ (磯江茂秋さんによる自然観察会及び押し花)を3 回開催

2 子ども交流活動事業 IN 湖南市について

期 間 8月2・3日

場所湖南市(サンライフ甲西、野洲川親水公園、十二坊温泉オートキャンプ場他)

参加者 19名(内北栄町10名(小8、中2)

概 要・お互いのまちの情報交換

・お菓子工場見学、湖南市夏まつり参加(物販補助含)、ぶどう狩り他

3 第 44 回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会について

日 時 8月8日(木) 午前9時45分~午後4時(受付:午前9時~)

場所倉吉未来中心他

参加者 46 名

概 要・7月10日~8月9日を鳥取県部落解放月間のメイン事業

- ・米子コンベンションセンター工事で使用不可のため中部開催
- ・テーマ「人権尊重社会の実現に向けて、研究と実践を交流しよう」
- · 4 分科会 (8 分散会)

4 砂丘花火鑑賞会場 in 由良台場 -Harmony-について

日 時 8月18日(日) 午後7時00分~午後8時30分

場 所 国史跡 鳥取藩台場跡由良台場跡

概 要・第14回北栄砂丘まつりで行われる花火大会を光と音楽を基調に和・静寂・癒しの雰囲気を創出し、花火を楽しむ。

- ・音楽は北栄町出身の生原幸太さんが担当
- ・遊楽隣工房の和紙あかり、和紙灯篭、野点傘などを配置

5 じんけんフェスティバル ワーキンググループ第2回打合せ会について

日にち 8月19日

場所大栄農村環境改善センター

概 要・関係団体等との連携、実施内容、進捗状況

6 第2回北栄町人権教育地区推進員会議について

日にち 8月20日

場所大栄農村環境改善センター

参加者 79 名

概 要・人権を学ぶ会の取組みについて

・子どもの人権問題に係る情報提供等

7 通学合宿 (大栄地区) 参加者説明会について

日にち 8月22日

場 所 大栄健康増進センター

概 要・9月3~6日(3泊4日)で実施

- ・スケジュール、事前準備等について説明
- 8月26日ボランティア説明会開催

8 今後の予定について

(1) 北栄町民ミュージカル劇団ウォーターメロン第8回公演について

日 時 9月1日(日) 第1部午後1時00分開演、第2部午後5時開演

場所大栄農村環境改善センター

概 要・「土の中のたね ~少女小説家物語~」

・天才少女小説家と謎の少女の出会いにより、自分が書いた物語の世界へ

(2) 人権を学ぶ会について

期 間 9月~11月

場 所 各自治会施設

概 要・各自治会が主体的に人権について学ぶ。

- ・9月7日向山団地を皮切りに全63自治会が実施
- (3) 2019郷土の作家たち「進木富夫がつくる和紙あかり」展について

期 間 9月14日~10月6日

場 所 北栄みらい伝承館

概 要・遊楽隣工房を主宰する進木富夫氏の作品展

- ・葛や流木を躯体とし、青谷で漉かれた和紙・着古した着物などを貼り合せた ランプシェード約30点を紹介
- ・ワークショップ (9月22日午後1時30分~ 定員10名 有料)

9 ほくほくプラザについて

①分かりやすいじんけんの話

「歌い継がれるメロディ、いのちのうた ~一人ひとりが大切にされるまちをめざして~」

日 時 7月28日(日) 午後1時30分~3時15分

概 要・オカリナ演奏と語りによるハートフルコンサート。同和問題についての講演会。

講 師 マザー・アース人権啓発研究所主宰 オカリナ奏者 山口裕之さん

参加者 98名

②絵本の読み聞かせ会

日 時 8月18日(日) 午前10時~11時

概 要・人形劇「だめだめすいか」

絵本「きもだめし」

参加者 27 名(幼17 小2 大8)

③ストラップづくりとおしゃべりサロン

日 時 8月16日(金)午前9時~11時

概要・フェルトとビーズでたストラップを製作後、軽食を囲んで会話を楽しむ。

参加費 100円(軽食材料費)

参加者 台風の為、中止

④お魚教室「地域の生き物を探そう!」

日 時 8月3日(土)午前9時00分~午前11時00分

対 象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)

概 要 ・生き物について事前学習し、マイクロバスで田んぼ用水路に出かけ魚等捕ま え、観察し、その場所にリリースする。

参加費 100円

参加者 19 名 (幼 2、小 14、大 3)

親子自然体験教室「星を見る会」

日 時 8月9日(金)午後7時30分~午後9時00分

対 象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)

概 要・別館で星空について事前学習する。グラウンドで望遠鏡を使い観察する。

参加費 100円

参加者 25 名 (幼 5、小 10、大 10)

今後の予定

①分かりやすいじんけんの話

「ハラスメント解消に向けて」

日 時 9月20日(金) 午後7時~8時15分

概 要・職場における人権

・講師:鳥取県人権教育アドバイザー 佐藤淳子さん

「じぶん、まる! ~ひとりじゃないよ、じぶんでいいよ~」

日 時 北条中学校 9月25日(水) 大栄中学校 10月11日(金)

概 要・性的マイノリティーの人権

- ・講師:田中一歩さん、近藤孝子さん(にじいろ i-Ru(アイル))
- ・公開授業で実施(参観日の一環としても実施)

②絵本の読み聞かせ会

日 時 9月8日(日) 午前10時~11時

概 要・人形劇「どんぐりと山猫」

絵本「パパお月さまとって」

③音読教室とおしゃべりサロン

日 時 9月20日(金)午前9時~11時

概 要・音読教室をしたあと軽食を囲んで会話を楽しむ。

参加費 100円(軽食材料費)

④自然体験教室「船上山でカヌー&いかだ体験」

日 時 9月7日(十)午後12時15分~午後5時

対 象 年中、年長、小学生(年中、年長は保護者同伴要)

概 要・船上山少年自然の家に出かけて、ダム湖でカヌー、イカダ体験。 参加費 100円

> ★家庭教育12か条★ 8月は



☆家庭教育12か条☆ 9月は 子どもは大人の鏡 ~社会のルールは大人が見本~



=図書館=

1 町内小・中・高校司書交流研修会について

日 時 8月6日(火)午後3時30分~4時30分

場 所 湯梨浜中学校 図書室

概 要 施設概要についての説明、見学

2 出前音読教室について

日 時 8月20(火)午後1時30分~

場 所 西園公民館

概要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

参加者 15名

3 あたまイキイキ音読教室について

日 時 日 時 8月22日(木) 午前10時30分~

場 所 図書館 研修室

概要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

参加者 名

4 「原爆と人間」パネル展について

期 間 8月1日(木)~8月28日(水)

場 所 図書館ロビー&中央公民館ロビー

概 要 原爆のパネル展を開催することで、原爆の悲惨さや戦争の怖さを考える機会と する。合わせて館内で関連本コーナーを設置し貸出につなげる。

5 「本の特集」コーナーについて

期 間 8月1日(木)~8月31日(日)

(図書館)

いきいき音読、英語の本、柳田邦男がすすめる絵本、読書の木(みんなの選んだお気に入りの一冊)、防災、人権絵本、男女共同参画、自由研究の本、おばけの本、戦争に関する本、オリンピック、夏の絵本

(北条分室)

家庭教育 12 か条 (8月)「家族で決めよう、家庭のルール」、柳田邦男がすすめる絵本、自由研究の本、英語の本、人権絵本、芥川・直木賞候補作品と過去の作品、戦争に関する本

6 北条分室「夏休み企画」について

(1) クイズラリーについて

期 間 8月6日 (火) ~11日 (日)

参加者 37名

(2) しおりづくりについて

期 間 ①7月20日(土)~7月28日(日) ②8月13日(火)~8月18日(日) 参加者 ①28名 ②29名 (3) 夏の福袋について

期 間 7月20日(土)~7月23日(火)

概 要 「夏」に関するテーマの本(絵本3冊)10袋を準備し、貸出する。(その内、 わくわく北条の生徒が5袋作る)

7 今後の予定について

(1) 動物愛護週間パネル展示&ペット写真展について

期 間 9月3日(火)~9月29日(日)

場 所 図書館 1階フロア

概 要 動物愛護週間(9月20日~26日)にちなみ、動物と人が共に生きていける社会の実現に向け、動物の命の大切さに気づく機会とする。合わせて動物に関する本の特集と、応募されたペットの写真を展示する。

(2)「性感染症・結核」のパネル展について

期 間 9月12日(木)~9月24日(火)

場 所 図書館ロビー、館内

概 要 鳥取県性感染症予防キャンペーン (7月~9月)、結核予防週間 (9月24日~9月30日) にちなみ、パネル展を開催することで住民へ周知し、予防につなげる。合わせて関連本を設置し、貸出につなげる。

(3) あたまイキイキ音読教室について

日 時 9月19日(木) 午前10時30分~

場 所 図書館 研修室

概要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。

(4)郷土史入門講座(第1回)について

日 時 9月21日(土) 午後1時30分~3時

場 所 図書館 研修室

概 要 「福本和夫と北栄町の方言『伯耆北條地方ノ訛言・方言・略語考』を読み 解く」

講 師 桑本裕二 さん(公立鳥取環境大学教授)

(5) 出前音読教室について

日 時 9月25日(木) 午後1時45分~

場所弓原集会所

概 要 昔話や絵本、童話などを参加者全員で声に出して読む。手遊び、歌も盛り込む。 認知症予防プログラムセットメニューの一環

【特徴的な事項】

図書館の貸出状況等について
 2019年7月分の貸出等実績

		来館者数(人)	貸出冊数 (冊)
7月分 (前年分)	図書館	4, 860 (4, 265)	4, 689 (5, 146)
	北条分室	1, 244 (1, 480)	2, 249 (2, 710)
4月からの累計	図書館	14, 710 (14, 469)	18, 321 (19, 353)
	北条分室	4, 412 (5, 267)	7, 848 (8, 984)

=中央公民館=

1 中央公民館ロビー展について

日 時 8月 1日 (木) ~8月18日 (日)

概 要 油絵教室

日 時 8月19日(月)~8月31日(土)

概 要 北条書道教室

2 2019年度シニアクラブについて

(1)7月総合学習

日 時 8月4日(月)午後2時~4時

場 所 中央公民館大栄分館 講堂

参加者 34名

概 要 健康講座「笑いの体操 ワハハ体操」

講師 湯梨浜あずま園センター長 飯田雄介 さん

(2)8月コース別学習

日 時 8月26日(月)午後2時~4時

場 所 中央公民館 講堂ほか

参加者 名

概 要 パソコンほか8コースの学習

3 地域づくり講演会 自治会まちづくり役員研修会について

日 時 7月26日(金)午後2時~3時15分

場 所 北条農村環境改善センター 大研修室

参加者 58 自治会 77 名

概 要「持続可能な地域社会をめざして~協働のまちづくり~」

講 師 一般社団法人 持続可能な地域社会総合研究所長 藤山 浩さん

4 民芸実習館講座について

(1)「木工教室」

日 時 8月4日(日) 午前9時~12時

参加者 7名

概 要 木工教室

講 師 本庄 靖男 さん

(2)「第1回 木版画教室」

日 時 8月8日 (木)、22日 (木) 午後1時30分~3時30分 参加者 15名・ 名

概 要 木版画作り

講 師 わたり 弘子さん((一社)日本版画院 同)

(3)「第2回陶芸講座」

日 時 8月25日(日)午後2時~4時

参加者 名

概 要 色付け

講 師 山本 悠 さん

5 今後の予定について

・中央公民館ロビー展について

日 時 8月19日(月)~ 9月6日(金)

概 要 北条書道教室

日 時 9月7日(土)~ 9月30日(月)

概 要 俳句・木工作品展

シニアクラブ学習について

スポーツ交流会

日 時 9月9日(月)午後1時~4時

講師 福祉レク・ネットワーク鳥取代表 玉木 純一 さん

概 要 「室内ペタンク」で会員交流

コース別学習

日 時 9月26日(月)午後2時~4時

場 所 中央公民館 講堂ほか

概 要 パソコンほか8コースの学習

6 民芸実習館講座について

(1)「第2回水墨画教室」

日 時 9月1日(日) 午前9時~正午

概 要 水墨画教室

講 師 中川 端月 さん

(2)「第3回 木版画教室」

日 時 9月12日(木)、26日(木)午後1時30分~3時30分

概 要 木版画作り

講師わたり弘子さん((一社)日本版画院同)

(3)「第3回 木工教室」

日 時 9月19日(木)午前9時~12時

講 師 本庄 靖男 さん

=中央公民館大栄分館=

1 中央公民館大栄分館ロビー展について

日 時 8月1日(木)~15日(木)

概 要 書道愛好会・写真愛好会作品展

日 時 8月16日(金)~31日(土)

概 要 陶芸教室作品展

2 子どもほくえい塾について

(1) パステルアート

日 時 8月2日(金) 午後1時30分~4時

概 要 パステルアートの壁掛けを作る

参加者 18名

(2) 習字を書こう

日 時 8月4日 (木) 午前9時~11時

概 要 書道愛好会の指導で習字を書く

参加者 19名

(3) ミシン教室

日 時 8月7日 (水)、8日 (木) 午後1時30分~4時

概 要 キルティング生地でポシェットを作る

参加者 5名、5名

(4) 小物入れ作り

日 時 8月6日 (火) 午後1時30分~4時

概 要 ガラスタイルで小物つくり

参加者 23 名

(5) 陶芸教室

日 時 8月12日(月)午前10時~12時

場 所 北条民芸実習館

概 要 お皿、湯のみを作る(色付け) 参加者 23名

4 今後の予定について

・中央公民館大栄分館ロビー展について

日 時 9月1日(日)~30日(月)

概 要 おじいちゃん、おばあちゃんの似顔絵展

・パソコンカフェ

日 時 毎週月曜日(祝日を除く)

概 要 初歩のパソコン・スマホ操作

• 小筆教室

日 時 9月3日(火)17日(火)午前9時30分~11時30分

概 要 毛筆で小さい字を書く

講 師 道祖尾 良苑 さん

・ミュージカル公演

「土の中のたね~少女小説家物語~」

日 時 9月1日(日)午後1時~、5時~の2回公演

場所大栄農村環境改善センター

概 要 町民ミュージカルウォーターメロン第8回公演

入場料 1人500円(幼児無料)

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の意見を求める。

2019年8月27日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年北栄町条例第19号)の一部を次のように改正する。

める条例(平成26年北栄町条例第19号)の一部を次のように改正する。				
改正後	改正前			
北栄町特定教育・保育施設及び	北栄町特定教育・保育施設及び			
特定地域型保育事業 <u>並びに特</u>	特定地域型保育事業の運営に			
定子ども・子育て支援施設等の	関する基準を定める条例			
運営に関する基準を定める条				
例				
目次	目次			
第1章 特定教育・保育施設及び特				
定地域型保育事業者の運				
営に関する基準				
第1節 総則(第1条一第3条)	第1章 総則(第1条一第3条)			
第2節 特定教育・保育施設の運	第2章 特定教育・保育施設の運			
営に関する基準	営に関する基準			
<u>第1款</u> 利用定員に関する基	<u>第1節</u> 利用定員に関する基			
準(第4条)	準(第4条)			
第2款 運営に関する基準(第	第2節 運営に関する基準(第			
5 条一第34条)	5条—第34条)			
第3款 特例施設型給付費に	第3節 特例施設型給付費に			
関する基準(第35条・第	関する基準(第35条・第			
36条)	36条)			
第3節 特定地域型保育事業の	第3章 特定地域型保育事業の			
運営に関する基準	運営に関する基準			
<u>第1款</u> 利用定員に関する基	<u>第1節</u> 利用定員に関する基			

準(第37条)

準(第37条)

- 第2款 運営に関する基準(第 38条一第50条)
- 第3款 特例地域型保育給付 費に関する基準(第51 条·第52条)
- 第2章 特定子ども・子育て支援施 設等の運営に関する基準 (第53条—第61条)

附則

第1章 特定教育·保育施設及 び特定地域型保育事 業者の運営に関する 基準

第1節 総則

(定義)

- に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - $(1)\sim(8)$ 略
 - (9) 教育・保育給付認定 法第20 条第4項に規定する教育・保育給 付認定をいう。
 - (10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教 育・保育給付認定保護者をいう。
 - (11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教 育・保育給付認定子どもをいう。
 - (12) 満3歳以上教育・保育給付認 定子ども 子ども・子育て支援法 施行令(平成26年政令第213号。以 下「令」という。)第4条第1項 に規定する満3歳以上教育・保育

第2節 運営に関する基準(第 38条-第50条)

第3節 特例地域型保育給付 費に関する基準(第51 条·第52条)

附則

第1章 総則

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号 | 第2条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - $(1)\sim(8)$ 略
 - (9) 支給認定 法第20条第4項 に規定する支給認定をいう。
 - (10) 支給認定保護者 法第20条 第4項に規定する支給認定保護 者をいう。
 - (11) 支給認定子ども 法第20条 第4項に規定する支給認定子ど もをいう。

給付認定子どもをいう。

- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 今第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3 歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定す る市町村民税所得割合算額をい う。
- (16) 負担額算定基準子ども 令 第13条第2項に規定する負担額 算定基準子どもをいう。
- (17) 略
- (18) 教育・保育給付認定の有効期 間 法第21条に規定する教育・保 育給付認定の有効期間をいう。
- (19) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (20)特定教育・保育法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (21) 法定代理受領 法第27条第 5項(法第28条第4項において準 用する場合を含む。)又は法第29 条第5項(法第30条第4項におい て準用する場合を含む。)の規定 により町が支払う特定教育・保育

(12) 略

- (13) 支給認定の有効期間 法第 21条に規定する支給認定の有効 期間をいう。
- (14) 教育・保育 <u>法第14条第1項</u> <u>に規定する教育・保育をいう。</u>
- (15) 特定教育・保育 法第27条第 1項に規定する特定教育・保育を いう。
- (16) 特定教育・保育施設 法第27 条第1項に規定する特定教育・保 育施設をいう。
- (17) 法定代理受領 法第27条第 5項(法第28条第4項において準 用する場合を含む。)又は法第29 条第5項(法第30条第4項におい て準用する場合を含む。)の規定 により町(特別区を含む。以下同

又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(22) \sim (27) 略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質、かつ、適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

 $2\sim4$ 略

第2節 特定教育・保育施設 の運営に関する基 準

<u>第1款</u> 利用定員に関する 基準 じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(18) 特定地域型保育事業 法第 43条第3項に規定する特定地域 型保育事業をいう。

(19)~(24) 略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定 教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

 $2\sim4$ 略

第2章 特定教育・保育施設 の運営に関する基 進

第1節利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下<u>この節</u>において同じ。)の数を20人以上とする。

2 略

<u>第2款</u> 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項をひ他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

$2\sim6$ 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止 等)

- 第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下<u>この章</u>において同じ。)の数を20人以上とする。

2 略

第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

$2\sim6$ 略

(<u>利用申込みに対する</u>正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給</u> <u>認定保護者</u>から利用の申込みを受 けたときは、正当な理由がなけれ ば、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設(認定こども

園又は幼稚園に限る。以下この項に おいて同じ。)は、利用の申込みに 係る法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもの数及び当 該特定教育・保育施設を現に利用し ている同号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもの総数が、当該特定教育・ 保育施設の同号に掲げる小学校就 学前子どもの区分に係る利用定員 の総数を超える場合においては、抽 選、申込みを受けた順序により決定 する方法、当該特定教育・保育施設 の設置者の教育・保育に関する理 念、基本方針等に基づく選考その他 公正な方法(第4項において「選考 方法」という。)により選考しなけ ればならない。

特定教育・保育施設(認定こども 園又は保育所に限る。以下この項に おいて同じ。)は、利用の申込みに 係る法第19条第1項第2号又は第 3号に掲げる小学校就学前子ども の数及び当該特定教育・保育施設を 現に利用している同項第2号又は 第3号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子 どもの総数が、当該特定教育・保育 施設の同項第2号又は第3号に掲 げる小学校就学前子どもの区分に 係る利用定員の総数を超える場合 においては、法第20条第4項の規定 による支給認定に基づき、保育の必 要の程度及び家族等の状況を勘案

園又は幼稚園に限る。以下この項に おいて同じ。)は、利用の申込みに 係る法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもの数及び当 該特定教育・保育施設を現に利用し ている同号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する支給認定子ども の総数が、当該特定教育・保育施設 の同号に掲げる小学校就学前子ど もの区分に係る利用定員の総数を 超える場合においては、抽選、申込 みを受けた順序により決定する方 法、当該特定教育・保育施設の設置 者の教育・保育に関する理念、基本 方針等に基づく選考その他公正な 方法により選考しなければならな 11

3 特定教育・保育施設(認定こども 園又は保育所に限る。以下この項に おいて同じ。)は、利用の申込みに 係る法第19条第1項第2号又は第 3号に掲げる小学校就学前子ども の数及び当該特定教育・保育施設を 現に利用している同項第2号又は 第3号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する支給認定子どもの総 数が、当該特定教育・保育施設の同 項第2号又は第3号に掲げる小学 校就学前子どもの区分に係る利用 定員の総数を超える場合において は、法第20条第4項の規定による支 給認定に基づき、保育の必要の程度 及び家族等の状況を勘案し、保育を

- し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用することができるよう、選考するものとする。
- 4 前2項の特定教育・保育施設は、 選考方法をあらかじめ教育・保育給 付認定保護者に明示した上で、当該 選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども 園又は保育所に限る。以下この項に おいて同じ。)は、法第19条第1項 第2号又は第3号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもに係る当該特定教 育・保育施設の利用について児童福 祉法第24条第3項(同法附則第73条 第1項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)の規定により 町が行う調整及び要請に対し、でき る限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定

受ける必要性が高いと認められる <u>支給認定子ども</u>が優先的に利用す ることができるよう、選考するもの とする。

- 4 前2項の特定教育・保育施設は、 これらの規定に規定する選考の方 法をあらかじめ支給認定保護者に 明示した上で、当該選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、速やかに、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども 園又は保育所に限る。以下この項に おいて同じ。)は、法第19条第1項 第2号又は第3号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する<u>支給認定</u> 子どもに係る当該特定教育・保育施 設の利用について児童福祉法第24 条第3項(同法附則第73条第1項の 規定により読み替えて適用する場 合を含む。)の規定により町が行う 調整及び要請に対し、できる限り協 力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定

教育・保育の提供を求められた場合 は、必要に応じて、教育・保育給付 認定保護者の提示する支給認定証 (教育・保育給付認定保護者が支給 認定証の交付を受けていない場合 にあっては、子ども・子育て支援法 施行規則(平成26年内閣府令第44 号)第7条第2項の規定による 知)によって、教育・保育給付認定 の有無、教育・保育給付認定子ども の該当する法第19条第1項各号に 掲げる小学校就学前子どもの区分、 教育・保育給付認定の有効期間及び 保育必要量等を確かめるものとす る。

(<u>教育・保育給付認定</u>の申請に係る 援助)

- 第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

教育・保育の提供を求められた場合 は、必要に応じて、支給認定保護者 の提示する支給認定証(支給認定保 護者が支給認定証の交付を受けて いない場合にあっては、子ども・子 育て支援法施行規則(平成26年内閣 府令第44号)第7条第2項に規定す <u>る</u>通知)によって、支給認定の有無、 支給認定子どもの該当する法第19 条第1項各号に掲げる小学校就学 前子どもの区分、支給認定の有効期 間及び保育必要量(法第20条第3項 に規定する保育必要量をいう。)等 を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

- 第9条 特定教育・保育施設は、支給 認定を受けていない保護者から利 用の申込みがあった場合は、当該保 護者の意思を<u>踏まえ、</u>速やかに<u>支給</u> 認定の申請が行われるよう必要な 援助を行わなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定 の変更の認定の申請が遅くとも支 給認定保護者が受けている支給認 定の有効期間の満了日の30日前に は行われるよう必要な援助を行わ なければならない。ただし、緊急そ の他やむを得ない理由がある場合 には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支</u> <u>給認定子ども</u>の心身の状況、その置 かれている環境、他の特定教育・保 育施設等の利用状況等の把握に努 めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する町が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する町が定める額とする。)を収り。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理 受領を受けないときは、教育・保育 給付認定保護者から、当該特定教 育・保育に係る特定教育・保育費用 基準額(法第27条第3項第1号に掲 げる額をいう。次項において同じ。) の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の 支払を受ける額のほか、特定教育・ 保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に 必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する 費用として見込まれるものの額と 特定教育・保育費用基準額との差額 に相当する金額の範囲内で設定す
- 特定教育・保育施設は、法定代理 2 受領を受けないときは、支給認定保 護者から、当該特定教育・保育に係 る特定教育・保育費用基準額(法第 27条第3項第1号に掲げる額(その 額が現に当該特定教育・保育に要し た費用の額を超えるときは、当該現 に特定教育・保育に要した費用の 額)をいい、当該特定教育・保育施 設が特別利用保育を提供する場合 にあっては法第28条第2項第2号 に規定する内閣総理大臣が定める 基準により算定した費用の額(その 額が現に当該特別利用保育に要し た費用の額を超えるときは、当該現 に特別利用保育に要した費用の額) を、特別利用教育を提供する場合に あっては同項第3号に規定する内 閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額(その額が現に当該 特別利用教育に要した費用の額を 超えるときは、当該現に特別利用教 育に要した費用の額)をいう。次項 において同じ。)の支払を受けるも のとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の 規定により支払を受ける額のほか、 特定教育・保育の提供に当たって、 当該特定教育・保育の質の向上を図 る上で特に必要であると認められ る対価について、当該特定教育・保 育に要する費用として見込まれる ものの額と特定教育・保育費用基準 額との差額に相当する金額の範囲

- る額の支払を<u>教育・保育給付認定保</u> 護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の 支払を受ける額のほか、特定教育・ 保育において提供される便宜に要 する費用のうち、次に掲げる費用の 額の支払を教育・保育給付認定保護 者から受けることができる。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 食事の提供
(次に掲げるもの
を除く。)に要する費用

- イ 次の(1)又は(2)に掲げる 満3歳以上教育・保育給付認定 子どものうち、その教育・保育 給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一 の世帯に属する者に係る市町 村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額 未満であるものに対する副食 の提供
 - (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
 - (2) 法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付 認定子ども(特定満3歳以上

- 内で設定する額の支払を<u>支給認定</u> 保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の 規定により支払を受ける額のほか、 特定教育・保育において提供される 便宜に要する費用のうち、次<u>の各号</u> に掲げる費用の額の支払を<u>支給認</u> 定保護者から受けることができる。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 食事の提供に要する費用(法 第19条第1項第3号に掲げる小 学校就学前子どもに対する食事 の提供に要する費用を除き、同項 第2号に掲げる小学校就学前子 どもについては主食の提供に係 る費用に限る。)

保育認定子どもを除く。ロ (2)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第 6号に規定する特定教育・保 育給付認定保護者にあって は、77,101円)

- 四次の(1)又は(2)に掲げる 満3歳以上教育・保育給付認定 子どものうち、負担額算定基準 子ども又は小学校第3学年修 了前子ども(小学校、義務教育 学校の前期課程又は特別支援 学校の小学部の第1学年から 第3学年までに在籍する子ど もをいう。以下口において同 じ。)が同一の世帯に3人以上 いる場合にそれぞれ(1)又は (2)に定めるものに該当する ものに対する副食の提供(イに 該当するものを除く。)
 - (1) 法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付 認定子ども 負担額算定基 準子ども又は小学校第3学 年修了前子ども(そのうち最 年長者及び2番目の年長者 である者を除く。)である者
 - (2) 法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付 認定子ども 負担額算定基 準子ども(そのうち最年長者 及び2番目の年長者である

者を除く。)である者

<u>ハ</u> 満3歳未満保育認定子ども に対する食事の提供

(4) 略

- (5) 前4号に掲げるもののほか、 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定 教育・保育施設の利用において通 常必要とされるものに係る費用 であって、教育・保育給付認定保 護者に負担させることが適当と 認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の 費用の額の支払を受けた場合は、当 該費用に係る領収証を当該費用の 額を支払った教育・保育給付認定保 護者に対し交付しなければならな い。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定 代理受領により特定教育・保育に係

(4) 略

- (5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、 特定教育・保育において提供され る便宜に要する費用のうち、特定 教育・保育施設の利用において通 常必要とされるものに係る費用 であって、<u>支給認定保護者</u>に負担 させることが適当と認められる もの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の 費用の額の支払を受けた場合は、当 該費用に係る領収証を当該費用の 額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対 し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に当該金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給認定保護者に対してもに、当該支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定 代理受領により特定教育・保育に係 る施設型給付費(法第27条第1項<u>の</u>施設型給付費を<u>いう。</u>以下この項<u>、</u>第19条<u>及び第36条第3項</u>において同じ。)の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2 項の法定代理受領を行わない特定 教育・保育に係る費用の額の支払を 受けた場合は、その提供した特定教 育・保育の内容、費用の額その他必 要と認められる事項を記載した特 定教育・保育提供証明書を<u>教育・保</u> 育給付認定保護者に対して交付し なければならない。

(特定教育・保育に関する評価等) 第16条 略

2 特定教育・保育施設は、定期的に 当該特定教育・保育施設を利用する 教育・保育給付認定保護者その他の 特定教育・保育施設の関係者(当該 特定教育・保育施設の職員を除く。) による評価又は外部の者による評 価を受けて、それらの結果を公表 し、常にその提供する特定教育・保 育の質の改善を図るよう努めなけ ればならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に 教育・保育給付認定子どもの心身の 状況、その置かれている環境等の的 る施設型給付費(法第27条第1項<u>に</u>規定する施設型給付費を<u>いい、法第</u>28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び</u>第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2 項の法定代理受領を行わない特定 教育・保育に係る費用の額の支払を 受けた場合は、その提供した特定教 育・保育の内容、費用の額その他必 要と認められる事項を記載した特 定教育・保育提供証明書を<u>支給認定</u> 保護者に対して交付しなければな らない。

(特定教育・保育に関する評価等) 第16条 略

2 特定教育・保育施設は、定期的に 当該特定教育・保育施設を利用する 支給認定保護者との他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を 受けて、それらの結果を公表し、常 にその提供する特定教育・保育の質 の改善を図るよう努めなければな らない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に 支給認定子どもの心身の状況、その 置かれている環境等の的確な把握 確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員 は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定 子どもに体調の急変が生じた場合 その他必要な場合は、速やかに<u>当該</u> 教育・保育給付認定子どもに係る教 育・保育給付認定保護者又は医療機 関への連絡を行う等の必要な措置 を講じなければならない。

(<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する町への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育 給付認定子どもに係る教育・保育給 付認定保護者が偽りその他不正な 行為によって施設型給付費の支給 を受け、又は受けようとしたとき は、遅滞なく、意見を付してその旨 を当該施設型給付費の支給に係る 町に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、<u>次</u>に 掲げる施設の運営についての重要 事項に関する規程(第23条において 「運営規程」という。)を定めてお かなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

に努め、<u>支給認定子ども又はその保</u> 護者に対し、その相談に適切に応じ るとともに、必要な助言その他の援 助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(<u>支給認定保護者</u>に関する町への通 知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子 どもの保護者が偽りその他不正な 行為によって施設型給付費の支給 を受け、又は受けようとしたとき は、遅滞なく、意見を付してその旨 を当該施設型給付費の支給に係る 町に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、<u>次の</u> 各号に掲げる施設の運営について の重要事項に関する規程(第23条に おいて「運営規程」という。)を定 めておかなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 第13条の規定により教育・保 育給付認定保護者から支払を受 ける費用の種類、支払を求める理 由及びその額
- (6)~(11) 略

(勤務体制の確保等)

- 第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定 教育・保育施設の職員によって、特 定教育・保育を提供しなければなら ない。ただし、教育・保育給付認定 子どもに対する特定教育・保育の提 供に直接影響を及ぼさない業務に ついては、この限りでない。

3 略

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該 特定教育・保育施設の<u>見やすい</u>場所 に、運営規程の概要、職員の勤務の 体制、利用者負担その他の利用申込 者の特定教育・保育施設の選択に資 すると認められる重要事項を掲示 しなければならない。

(<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等 に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設において は、教育・保育給付認定子どもの国 籍、信条、社会的身分又は特定教 育・保育の提供に要する費用を負担 (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の</u>費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)~(11) 略

(勤務体制の確保等)

- 第21条 特定教育・保育施設は、支給 認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、当該特定 教育・保育施設の職員により、特定 教育・保育を提供しなければならな い。ただし、支給認定子どもに対す る特定教育・保育の提供に直接影響 を及ぼさない業務については、この 限りでない。

3 略

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該 特定教育・保育施設の<u>分かりやすい</u> 場所に、運営規程の概要、職員の勤 務の体制、利用者負担その他の利用 申込者の特定教育・保育施設の選択 に資すると認められる重要事項を 掲示しなければならない。

(<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う 原則)

第24条 特定教育・保育施設において は、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、 社会的身分又は特定教育・保育の提 供に要する費用を負担するか否か するか否かに<u>よって</u>、差別的取扱い をしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員 は、教育・保育給付認定子どもに対 し、児童福祉法第33条の10各号に掲 げる行為その他当該教育・保育給付 認定子どもの心身に有害な影響を 与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連 携型認定こども園及び保育所に限 る。以下この条において同じ。)の 長たる特定教育・保育施設の管理者 は、教育・保育給付認定子どもに対 し児童福祉法第47条第3項の規定 により懲戒に関しその教育・保育給 付認定子どもの福祉のために必要 な措置をとるときは、身体的苦痛を 与え、人格を辱める等その権限を濫 用してはならない。

(秘密保持等)

- 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

に<u>より</u>、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員 は、支給認定子どもに対し、児童福 祉法第33条の10各号に掲げる行為 その他当該支給認定子どもの心身 に有害な影響を与える行為をして はならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連 携型認定こども園及び保育所に限 る。以下この条において同じ。)の 長たる特定教育・保育施設の管理者 は、支給認定子どもに対し児童福祉 法第47条第3項の規定により懲戒 に関しその支給認定子どもの福祉 のために必要な措置をとるときは、 身体的苦痛を与え、人格を辱める等 その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、 他の特定教育・保育施設等、地域子 ども・子育て支援事業を行う者その 他の機関に対して、教育・保育給付 認定子どもに関する情報を提供す る際には、あらかじめ文書により当 該教育・保育給付認定子どもに係る 教育・保育給付認定保護者の同意を 得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定 教育・保育施設を利用しようとする 小学校就学前子どもに係る教育・保 育給付認定保護者が、その希望を踏 まえて適切に特定教育・保育施設を 選択することができるように、当該 特定教育・保育施設が提供する特定 教育・保育の内容に関する情報の提 供を行うよう努めなければならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その 提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・ 保育給付認定保護者 その他の当該 教育・保育給付認定子どもの家族 (以下この条において「教育・保育 給付認定子ども等」という。)から の苦情に迅速、かつ、適切に対応するために、苦情を受け付けるための 窓口を設置する等の必要な措置を 講じなければならない。

2 略

3 特定教育・保育施設は、小学校、 他の特定教育・保育施設等、地域子 ども・子育て支援事業を行う者その 他の機関に対して支給認定子ども に関する情報を提供する際には、<u>あ</u> らかじめ、文書により、当該支給認 定子どもの保護者の同意を得てお かなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その 提供した特定教育・保育に関する支 給認定子ども又は支給認定保護者 その他の当該支給認定子どもの家 族(以下この条において「支給認定 子ども等」という。)からの苦情に 迅速かつ適切に対応するために、苦 情を受け付けるための窓口を設置 する等の必要な措置を講じなけれ ばならない。

2 略

- 3 特定教育・保育施設は、その提供 した特定教育・保育に関する<u>教育・</u> 保育給付認定子ども等からの苦情 に関して町が実施する事業に協力 するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供 した特定教育・保育に関し、法第14 条第1項の規定により町が行う報 告若しくは帳簿書類その他の物件 の提出若しくは提示の命令又は町 の職員からの質問若しくは帳簿書 類その他の物件の検査に応じ、及び 教育・保育給付認定子ども等からの 苦情に関して町が行う調査に協力 するとともに、町から指導又は助言 を受けた場合においては、当該指導 又は助言に従って必要な改善を行 わなければならない。

5 略

(事故発生の防止及び発生時の対 応)

第32条 略

2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに、町、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 略

4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保</u> 育給付認定子どもに対する特定教 育・保育の提供により賠償すべき事

- 3 特定教育・保育施設は、その提供 した特定教育・保育に関する<u>支給認</u> <u>定子ども</u>等からの苦情に関して町 が実施する事業に協力するよう努 めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町の職員からの質問若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 略

2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u> <u>子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速 やかに、町、当該<u>支給認定子ども</u>の 家族等に連絡を行うとともに、必要 な措置を講じなければならない。

3 略

4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u> 子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生し 故が発生した場合は、<u>損害賠償</u>を速 やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 略

- 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保</u> <u>育給付認定子ども</u>に対する特定教 育・保育の提供に関する<u>次に</u>掲げる 記録を整備し、その完結の日から5 年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第12条<u>の規定による特定教</u> 育・保育の記録
 - (3) 第19条<u>の規定による</u>町への 通知に係る記録
 - (4)及び(5) 略

第3款 特例施設型給付費 に関する基準

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規 定により特別利用保育を提供する 場合には、当該特別利用保育に係る 法第19条第1項第1号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する<u>教</u> 育・保育給付認定子どもの数及び当

た場合は、<u>その損害</u>を速やかに<u>賠償</u> しなければならない。

(記録の整備)

第34条 略

- 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u> 子どもに対する特定教育・保育の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録 を整備し、その完結の日から5年間 保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 第12条<u>に規定する提供した</u> 特定教育・保育に係る必要な事項 の記録
 - (3) 第19条<u>に規定する</u>町への通 知に係る記録
 - (4)及び(5) 略

第3節 特例施設型給付費 に関する基準

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規 定により特別利用保育を提供する 場合には、当該特別利用保育に係る 法第19条第1項第1号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する<u>支給</u> 認定子どもの数及び当該特定教

- 該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の 規定により特別利用保育を提供す る場合には、特定教育・保育には特 別利用保育を、施設型給付費には特 例施設型給付費(法第28条第1項の 特例施設型給付費をいう。次条第3 項において同じ。)を、それぞれ含 むものとして、前款(第6条第3項 及び第7条第2項を除く。)の規定 を適用する。この場合において、第 6条第2項中「特定教育・保育施設 (認定こども園又は幼稚園に限る。 以下この項において同じ。)」とあ るのは「特定教育・保育施設(特別 利用保育を提供している施設に限 る。以下この項において同じ。)」 と、「法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども」とある のは「法第19条第1項第1号又は第 2号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子ど も」と、「法第19条第1項第1号に 掲げる小学校就学前子どもの区分 に係る利用定員の総数」とあるのは 「法第19条第1項第2号に掲げる
- 育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の 規定により特別利用保育を提供す る場合には、特定教育・保育には特 別利用保育を含むものとして、本章 (第6条第3項及び第7条第2項を 除く。)の規定を適用する。この場 合において、第6条第2項中「特定 教育・保育施設(認定こども園又は 幼稚園に限る。以下この項において 同じ。)」とあるのは「特定教育・ 保育施設(特別利用保育を提供して いる施設に限る。以下この項におい て同じ。)」と、「同号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する支給 認定子ども」とあるのは「同号又は 同項第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する支給認定子ども」 とする。

小学校就学前子どもの区分に係る 利用定員の総数」と、第13条第2項 中「法第27条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第28条第2項第 2号の内閣総理大臣が定める基準 により算定した費用の額」と、同条 第4項第3号ロ(1)中「教育・保育 給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用 保育を受ける者を除く。)」と、同 号ロ(2)中「除く」とあるのは「除 き、特別利用保育を受ける者を含 む」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど

- 小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の 規定により特別利用教育を提供す る場合には、特定教育・保育には特 別利用教育を、施設型給付費には特 例施設型給付費を、それぞれ含むも のとして、前款(第6条第3項及び 第7条第2項を除く。)の規定を適 用する。この場合において、第6条 第2項中「利用の申込みに係る法第 19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子どもの数」とあるのは「利 用の申込みに係る法第19条第1項 第2号に掲げる小学校就学前子ど もの数」と、「法第19条第1項第1 号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する教育・保育給付認定子ども の総数」とあるのは「法第19条第1 項第1号又は第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子どもの総数」と、第13 条第2項中「法第27条第3項第1号 に掲げる額」とあるのは「法第28条 第2項第3号の内閣総理大臣が定 める基準により算定した費用の額」 と、同条第4項第3号ロ(1)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるの は「教育・保育給付認定子ども(特 別利用教育を受ける者を含む。)」 と、同号口(2)中「を除く」とある のは「及び特別利用教育を受ける者 を除く」とする。
 - 第3節 特定地域型保育事

- もに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の 規定により特別利用教育を提供す る場合には、特定教育・保育には特 別利用教育を含むものとして、本章 (第6条第3項及び第7条第2項を 除く。)の規定を適用する。この場 合において、第6条第2項中「利用 の申込みに係る法第19条第1項第 1号に掲げる小学校就学前子ども の数」とあるのは「利用の申込みに 係る法第19条第1項第2号に掲げ る小学校就学前子どもの数」と、「同 号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する支給認定子どもの数」とあ るのは「同項第1号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する支給認定 子どもの数」と、第13条第4項第3 号中「除き、同項第2号に掲げる小 学校就学前子どもについては主食 の提供に係る費用に限る。)」とあ るのは「除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事

業の運営に関する 基準

<u>第1款</u> 利用定員に関する 基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所 内保育事業を除く。)の利用定員(法 第29条第1項の確認において定め るものに限る。以下この節において 同じ。)の数は、家庭的保育事業に あっては1人以上5人以下、小規模 保育事業A型(家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準(北栄町 家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例第20号) 第27条に規定する小規模保育事業A 型をいう。)及び小規模保育事業B型 (同条に規定する小規模保育事業B 型をいう。)にあっては6人以上19 人以下、小規模保育事業C型(同条に 規定する小規模保育事業C型をい う。)にあっては6人以上10人以下、 居宅訪問型保育事業あっては1人 とする。

2 略

<u>第2款</u> 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する<u>運営規程</u>の概要、第42条に規定する連携施設の種

業の運営に関する 基準

第1節利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、 家庭的保育事業にあってはその利 用定員(法第29条第1項の確認にお いて定めるものに限る。以下この章 において同じ。)の数を1人以上5 人以下とし、小規模保育事業A型(家 庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準(北栄町家庭的保育事業 等の設備及び運営に関する基準を 定める条例第20号)第27条に規定す る小規模保育事業A型をいう。)及び 小規模保育事業B型(同条に規定す る小規模保育事業B型をいう。)にあ っては、その利用定員の数を6人以 上19人以下とし、小規模保育事業C 型(同条に規定する小規模保育事業 C型をいう。附則第4条において同 じ。)にあってはその利用定員の数 を6人以上10人以下とし、居宅訪問 型保育事業にあってはその利用定 員の数を1人とする。

2 略

第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の

類、名称、連携協力の概要、職員の 勤務体制、第43条の規定により支払 を受ける費用に関する事項その他 の利用申込者の保育の選択に資す ると認められる重要事項を記した 文書を交付して説明を行い、当該提 供の開始について利用申込者の同 意を得なければならない。

2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止 等)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の 申込みに係る法第19条第1項第3 号に掲げる小学校就学前子どもの 数及び当該特定地域型保育事業所 を現に利用している満3歳未満保 育認定子ども(特定満3歳以上保育 認定子どもを除く。以下この節にお いて同じ。)の総数が、当該特定地 域型保育事業所の同号に掲げる小 学校就学前子どもの区分に係る利 用定員の総数を超える場合におい ては、法第20条第4項の規定による 認定に基づき、保育の必要の程度及 び家族等の状況を勘案し、保育を受 ける必要性が高いと認められる満 3歳未満保育認定子どもが優先的 に利用することができるよう、選考

概要、第42条<u>第1項</u>に規定する連携施設の種類<u>及び</u>名称、<u>当該連携施設が行う</u>連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止 等)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支</u> <u>給認定保護者</u>から利用の申込みを 受けたときは、正当な理由がなけれ ば、これを拒んではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、利用の 申込みに係る法第19条第1項第3 号に掲げる小学校就学前子どもの 数及び当該特定地域型保育事業所 を現に利用している同号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する支 給認定子どもの総数が、当該特定地 域型保育事業所の同号に掲げる小 学校就学前子どもの区分に係る利 用定員の総数を超える場合におい ては、支給認定に基づき、保育の必 要の程度及び家族等の状況を勘案 し、保育を受ける必要性が高いと認 められる支給認定子どもが優先的 に利用することができるよう、選考 するものとする。

するものとする。

- 3 前項<u>の</u>特定地域型保育事業者は、 <u>前項の選考方法</u>をあらかじめ<u>教</u> <u>育・保育給付認定保護者</u>に明示した 上で、選考を行わなければならな い。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳 未満保育認定子ども</u>に係る当該特 定地域型保育事業の利用について 児童福祉法第24条第3項(同法<u>附則</u> 第73条第1項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。)の規定 により町が行う調整及び要請に対 し、できる限り協力しなければなら ない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、 満3歳未満保育認定子どもの心身 の状況、その置かれている環境、他

- 3 前項<u>に規定する場合においては、</u>特定地域型保育事業者は、<u>同項に規定する選考の方法</u>をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、<u>当該</u>選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育を提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する 協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、法第19 条第1項第3号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する支給認定子 どもに係る当該特定地域型保育事 業の利用について児童福祉法第24 条第3項(同法第73条第1項の規定 により読み替えて適用する場合を 含む。)の規定により町が行う調整 及び要請に対し、できる限り協力し なければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、 支給認定子どもの心身の状況、その 置かれている環境、他の特定教育・ の特定教育・保育施設等の利用状況 等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅 訪問型保育事業を行う者を除く。以 下この項<u>から第5項まで</u>において 同じ。)は、特定地域型保育が<u>適正、</u> <u>かつ、</u>確実に実施され、及び必要な 教育・保育が継続的に提供されるよ う、次に掲げる事項に係る連携協力 を行う認定こども園、幼稚園又は保 育所(以下「連携施設」という。)を 適切に確保しなければならない。
 - (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子 どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育 の適切な提供に必要な特定地域 型保育事業者に対する相談、助言 その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に

保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅 訪問型保育事業を行う者を除く。以 下この項において同じ。)は、特定 地域型保育が適正かつ確実に実施 され、及び必要な教育・保育が継続 的に提供されるよう、次に掲げる事 項に係る連携協力を行う認定こど も園、幼稚園又は保育所(以下「連 携施設」という。)を適切に確保し なければならない。
 - (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入

基づき、引き続き当該連携施設に おいて受け入れて教育・保育を提 供すること。

2 町長は、特定地域型保育事業者に よる代替保育の提供に係る連携施 設の確保が著しく困難であると認 める場合であって、次の各号に掲げ る要件の全てを満たすと認めると きは、前項第2号の規定を適用しな いこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前 項第2号に掲げる事項に係る連 携協力を行う者との間でそれぞ れの役割の分担及び責任の所在 が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に 係る連携協力を行う者の本来の 業務の遂行に支障が生じないよ うにするための措置が講じられ ていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型 保育事業者は、次の各号に掲げる場 合の区分に応じ、それぞれ当該各号 に定める者を第1項第2号に掲げ る事項に係る連携協力を行う者と して適切に確保しなければならな い。

れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、 家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準第37条第1号に規定 する乳幼児に対する保育を行う場 合にあっては、当該乳幼児の障が い、疾病等の状態に応じ、適切な専 門的な支援その他の便宜の供与を 受けることができるよう、あらかじ め、連携する障害児入所施設(児童 福祉法第42条に規定する障害児入 所施設をいう。)その他の町の指定 する施設(以下この項において「居 宅訪問型保育連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者 が特定地域型保育事業を行う場 所又は事業所(次号において「事 業実施場所」という。)以外の場 所又は事業所において代替保育 が提供される場合 小規模保育 事業所A型若しくは小規模保育 事業B型又は事業所内保育事業 を行う者(同号において「小規模 保育事業A型事業者等」という。)
- (2) 事業実施場所において代替 保育が提供される場合 事業の 規模等を勘案して小規模保育事 業A型事業者等と同等の能力を 有すると町が認める者
- 4 町は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型 保育事業者は、児童福祉法第59条第 1項に規定する施設のうち、次に掲 げるもの(入所定員が20人以上のも のに限る)であって、町長が適当と 認めるものを第1項第3号に掲げ る事項に係る連携協力を行う者と して適切にかくほしなければなら 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等の機関との密接な連携に努めなければならない。

ない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定 による助成を受けている者の設 置する施設(児童福祉法第6条の 3第12項に規定する業務を目的 とするものに限る。)
- (2) 児童福祉法第6条の3第12 項に規定する業務又は同法第39 条第1項に規定する業務を目的 とする施設であって、同法第6条 の3第9項第1号に規定する保 育を必要とする乳児・幼児の保育 を行うことに要する費用に係る 地方公共団体の補助を受けてい るもの
- 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、 家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準第37条第1号に規定 する乳幼児に対する保育を行う場 合にあっては、第1項本文の規定に かかわらず、当該乳幼児の障がい、 疾病等の状態に応じ、適切な専門的 な支援その他の便宜の供与を受け られるよう、あらかじめ、連携する 障害児入所施設(児童福祉法第42条 に規定する障害児入所施設をい う。)その他の街の指定する施設(以 下この項において「居宅訪問型保育 連携施設」という。)を適切に確保 しなければならない。
- 7 事業所内保育事業(第37条第2項 の規定により定める利用定員が20 人以上のものに限る。事項において 「保育所型事業所内保育事業」とい

- う。)を行う者については、同項本 文の規定にかかわらず、連携施設の 確保に当たって、第1項及び第2項 に係る連携協力を求めることを要 しない。
- 8 保育所型事業所内保育事業を行 う者のうち、児童福祉法第6条の3 第12項第2号に規定する事業を行 うものであって、町長が適当と認め るものについては、第1項本文の規 定にかかわらず、連携施設の確保を しないことができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特 定地域型保育(特別利用地域型保育 及び特定利用地域型保育を含む。以 下この条において同じ。) を提供し た際は、支給認定保護者から当該特 定地域型保育に係る利用者負担額 (法第29条第3項第2号に<u>掲げる額</u> (当該特定地域型保育事業者が特別 利用地域型保育を提供する場合に 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に<u>掲げる額</u>をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- あっては法第30条第2項第2号に 規定する町が定める額とし、特定利 用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する町が 定める額とする。)をいう。)の支払 を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代 理受領を受けないときは、支給認定 保護者から、当該特定地域型保育に 係る特定地域型保育費用基準額(法 第29条第3項第1号に掲げる額(そ の額が現に当該特定地域型保育に 要した費用の額を超えるときは、当 該現に特定地域型保育に要した費 用の額)をいい、当該特定地域型保 育事業者が特別利用地域型保育を 提供する場合にあっては法第30条 第2項第2号に規定する内閣総理 大臣が定める基準により算定した 費用の額(その額が現に当該特別利 用地域型保育に要した費用の額を 超えるときは、当該現に特別利用地 域型保育に要した費用の額)を、特 定利用地域型保育を提供する場合 にあっては同項第3号に規定する 内閣総理大臣が定める基準により 算定した費用の額(その額が現に当 該特定利用地域型保育に要した費 用の額を超えるときは、当該現に特 定利用地域型保育に要した費用の 額)をいう。次項において同じ。)の 支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項 の規定により支払を受ける額のほ
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほ

か、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

$(1)\sim(3)$ 略

- (4) 前3号に掲げるもののほか、 特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、<u>前4項</u> の費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用 の額を支払った<u>教育・保育給付認定</u> 保護者に対し交付しなければなら ない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項 及び第4項の金銭の支払を求める

- か、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

$(1)\sim(3)$ 略

- (4) 前3号に掲げるもののほか、 特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特 定地域型保育事業の利用におい て通常必要とされるものに係る 費用であって、<u>支給認定保護者</u>に 負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、<u>前各項</u> の費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用 の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に 対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項 及び第4項の金銭の支払を求める

際は、あらかじめ、当該金銭の使途 及び額並びに教育・保育給付認定保 護者に金銭の支払を求める理由に ついて書面によって明らかにする とともに、教育・保育給付認定保護 者に対して説明を行い、文書による 同意を得なければならない。ただ し、同項の規定による金銭の支払に 係る同意については、文書によるこ とを要しない。

(運営規程)

- 第46条 特定地域型保育事業者は、次 の各号に掲げる事業の運営につい ての重要事項に関する規程(第50条 において準用する第23条において 「運営規程」という。)を定めてお かなければならない。
 - $(1)\sim(4)$ 略
 - (5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける</u>費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6)~(11) 略

(勤務体制の確保等)

- 第47条 特定地域型保育事業者は、満 3歳未満保育認定子どもに対し、適 切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事 業所ごとに職員の勤務の体制を定 めておかなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特

際は、あらかじめ、当該金銭の使途 及び額並びに支給認定保護者に当 該金銭の支払を求める理由につい て書面によって明らかにするとと もに、当該支給認定保護者に対して 説明を行い、文書による同意を得な ければならない。ただし、同項の規 定による金銭の支払に係る同意に ついては、文書によることを要しな い。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、<u>次</u> <u>に</u>掲げる事業の運営についての重 要事項に関する規程を定めておか なければならない。

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 支給認定保護者から受領す <u>る利用者負担その他の</u>費用の種 類、支払を求める理由及びその額
- (6)~(11) 略

(勤務体制の確保等)

- 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支</u> <u>給認定子ども</u>に対し、適切な特定地 域型保育を提供することができる よう、特定地域型保育事業所ごとに 職員の勤務の体制を定めておかな ければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員により、特定

定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(記録の整備)

第49条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳</u> <u>未満保育認定子ども</u>に対する特定 地域型保育の提供に関する次に掲 げる記録を整備し、その完結の日か ら5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次条において準用する第12 条<u>の規定による特定地域型保育</u> の記録
 - (3) 次条において準用する第19条<u>の規定による</u>町への通知に係る記録
 - (4)及び(5) 略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10 条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。 地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接 影響を及ぼさない業務については、 この限りでない。

3 略

(記録の整備)

第49条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次条において準用する第12 条<u>に規定する提供した特定地域</u> 型保育に係る必要な事項の記録
 - (3) 次条において準用する第19 条<u>に規定する</u>町への通知に係る 記録
 - (4)及び(5) 略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあ

以下この款において同じ。)」と、 第12条の見出し中「教育・保育」と あるのは「地域型保育」と、第14条 の見出し中「施設型給付費」とある のは「地域型保育給付費」と、同条 第1項中「施設型給付費(法第27条 第1項の施設型給付費をいう。以下 この項、第19条及び第36条第3項)| とあるのは「地域型保育給付費(法 第29条第1項の地域型保育給付費 をいう。以下この項及び第19条)」 と、「施設型給付費の」とあるのは 「地域型保育給付費の」と、同条第 2項中「特定教育・保育提供証明証」 とあるのは「特定地域型保育提供証 明証 | と、第19条中「施設型給付費 | とあるのは「地域型保育給付費」と 読み替えるものとする。

> 第<u>3</u>款 特例地域型保育給 付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法 第19条第1項第1号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する<u>教育・保</u> 育給付認定子どもに対し特別利用 地域型保育を提供する場合には、法 第46条第1項に規定する地域型保

るのは「特定地域型保育(特別利用 地域型保育及び特定利用地域型保 育を含む。本条において準用する次 項及び第19条において同じ。) に係 る地域型保育給付費(法第29条第1 項に規定する地域型保育給付費を いい、法第30条第1項に規定する特 例地域型保育給付費を含む。以下こ の項及び本条において準用する第 19条において同じ。)」と、「施設 型給付費の」とあるのは「地域型保 育給付費の」と、同条第2項中「特 定教育・保育に」とあるのは「特定 地域型保育に」と、「特定教育・保 育の」とあるのは「特定地域型保育 の」と、「特定教育・保育提供証明 書」とあるのは「特定地域型保育提 供証明書」と、第19条中「特定教育・ 保育を」とあるのは「特定地域型保 育を」と、「施設型給付費」とある のは「地域型保育給付費」と、第23 条中「運営規程」とあるのは「第46 条に規定する事業の運営について の重要事項に関する規程」と読み替 えるものとする。

> 第3節 特例地域型保育給 付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法 第19条第1項第1号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する<u>支給認</u> 定子どもに対し特別利用地域型保 育を提供する場合には、法第46条第 1項に規定する地域型保育事業の

- 育事業の認可基準を遵守しなけれ ばならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の 規定により特別利用地域型保育を 提供する場合には、当該特別利用地 域型保育に係る法第19条第1項第 1号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子ど もの数及び特定地域型保育事業所 を現に利用している満3歳未満保 育認定子ども(次条第1項の規定に より特定利用地域型保育を提供す る場合にあっては、当該特定利用地 域型保育の対象となる法第19条第 1項第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認 定子どもを含む。)の総数が、第37 条第2項の規定により定められた 利用定員の総数を超えないものと する。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費には特別地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の

- 認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の 規定により特別利用地域型保育を 提供する場合には、当該特別利用地 域型保育に係る法第19条第1項第 1号に掲げる小学校就学前子ども に該当する支給認定子どもの数及 び当該特定地域型保育事業所を現 に利用している同項第3号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する 支給認定子ども(次条第1項の規定 により特定利用地域型保育を提供 する場合にあっては、当該特定利用 地域型保育の対象となる法第19条 第1項第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する支給認定子ど もを含む。)の総数が、第37条第2 項の規定により定められた利用定 員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

規定を適用する。この場合におい て、第39条第2項中「利用の申込み に係る法第19条第1項第3号に掲 げる小学校就学前子どもの数」とあ るのは「利用の申込みに係る法第19 条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもの数」と、「満3歳未満 保育認定子ども(特定満3歳以上保 育認定子どもを除く。以下この節に おいて同じ。)」とあるのは「法第 19条第1項第1号又は第3号に掲 げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども(第52 条第1項の規定により特定利用地 域型保育を提供する場合であって は、当該特定利用地域型保育の対象 となる法第19条第1項第2号に掲 げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子どもを含 む。)」と、「法第24条第4項の規 定による認定に基づき、保育の必要 の程度及び家族等の状況を勘案し、 保育を受ける必要性が高いと認め られる満3歳未満保育認定子ども が優先的に利用できるよう、」とあ るのは「抽選、申込みを受けた順序 により決定する方法、当該特定地域 型保育事業者の保育に関する理念、 基本方針等に基づく選考その他公 正な方法により」と、第43条第1項 中「教育・保育給付認定保護者」と あるのは「教育・保育給付認定保護 者(特別利用地域型保育の対象とな る法第19条第1項第1号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもに係る教 育・保育給付認定保護者を除く。)」 と、同条第2項中「法第29条第3項 第1号に掲げる額」とあるのは「法 第30条第2項第2号の内閣総理大 臣が定める基準により算定した費 用の額」と、同条第3項中「前2項」 とあるのは「前項」と、同条第4条 中「前3項」とあるのは「前2項」 と、「掲げる費用」とあるのは「掲 げる費用及び食事の提供(第13条第 4項第3号イ又は口に掲げるもの を除く。)に要する費用」と、同条 第5項中「前4項」とあるのは「前 3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が、法 第19条第1項第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する<u>教育・保</u> 育給付認定子どもに対し特定利用 地域型保育を提供する場合には、法 第46条第1項に規定する地域型保 育事業の認可基準を遵守しなけれ ばならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の 規定により特定利用地域型保育を 提供する場合には、当該特定利用地 域型保育に係る法第19条第1項第 2号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子ど もの数及び当該特定地域型保育事 業所を現に利用している同項第3 号に掲げる小学校就学前子どもに

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が、法 第19条第1項第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する<u>支給認</u> 定子どもに対し特定利用地域型保 育を提供する場合には、法第46条第 1項に規定する地域型保育事業の 認可基準を遵守しなければならな い。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の 規定により特定利用地域型保育を 提供する場合には、当該特定利用地 域型保育に係る法第19条第1項第 2号に掲げる小学校就学前子ども に該当する支給認定子どもの数及 び当該特定地域型保育事業所を現 に利用している同項第3号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する

- 該当する教育・保育給付認定子ども (前条第1項の規定により特別利用 地域型保育を提供する場合にあっ ては、当該特別利用地域型保育の対 象となる法第19条第1項第1号に 掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子ども を含 む。)の総数が、第37条第2項の規 定により定められた利用定員の総 数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項 の規定により特定利用地域型保育 を提供する場合には、特定地域型保 育には特定利用地域型保育を、地域 型保育給付費には特例地域型保育 給付費を、それぞれ含むものとし て、この節の規定を適用する。この 場合において、第43条第1項中「教 育・保育給付認定保護者」とあるの は「教育・保育給付認定保護者(特 定利用地域型保育の対象となる法 第19条第1項第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保 育給付認定子ども(特定満3歳未満 保育認定子どもに限る。)に係る教 育・保育給付認定保護者に限る。)」 と、同条第2項中「法第29条第3項 第1号に掲げる額」とあるのは「法 第30条第2項第3号の内閣総理大 臣が定める基準により算定した費 用の額」と、同条第4項中「掲げる 費用」とあるのは「掲げる費用及び 食事の提供(特定利用地域型保育の 対象となる特定満3歳以上保育認
- 支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項 の規定により特定利用地域型保育 を提供する場合には、特定地域型保 育には特定利用地域型保育を含む ものとして、本章の規定を適用す る。

定子どもに対するもの及び満3歳 以上保育認定子どもに係る第13条 第4項第3号イ又は口に掲げる者 を除く。)に要する費用」とする。

> 第2章 特定子ども・子育て支 援施設等の運営に関 する基準

(趣旨)

第53条 法第58条の4第2項の内閣 府令で定める特定子ども・子育て支 援施設等(法第30条の11第1項に規 定する特定子ども・子育て支援施設 等をいう。)の運営に関する基準は、 この章に定めるところによる。 (教育・保育その他の子ども・子育 て支援の提供の記録)

第54条 特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第55条 特定子ども・子育て支援提供 者は、特定子ども・子育て支援を提 供したときは、施設等利用給付認定 保護者(法第30条の5第3項に規定 する施設等利用給付認定保護者と いう。以下同じ。)から、その者と

- の間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。
- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

- 第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、同条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合において、特定子ど も・子育て支援提供者は、当該支払

をした施設等利用給付認定保護者 に対し、当該支払に係る特定子ど も・子育て支援を提供した日及び時 間帯、当該特定子ども・子育て支援 の内容、費用の額その他施設等利用 給付費の支給に必要な事項を記載 した特定子ども・子育て支援提供証 明書を交付しなければならない。 (法定代理受領の場合の読替え)

第57条 特定子ども・子育て支援提供 者が法第30条の11第3項の規定に より町から特定子ども・子育て支援 に係る施設等利用費の支払を受け る場合における前2条の規定の適 用については、第55条第1項中「額」 とあるのは「額から法第30条の11第 3項の規定により町から支払を受 けた施設等利用費の額を控除して 得た額」と、前条第1項中「利用料 の額」とあるのは「利用料の額から 法第30条の11第3項の規定により 町から支払を受けた施設等利用費 の額を控除して得た額」と、前条第 2項中「前項の場合において、」と あるのは「法第30条の11第3項の規 定により町から特定子ども・子育て 支援に係る施設等利用費の支払を 受ける」と、「当該支払をした」と あるのは「当該町及び当該」と、「交 付し」とあるのは「交付し、及び当 該施設等利用給付認定保護者に対 し、当該施設等利用給付認定保護者 に係る施設等利用費の額を通知し」 とする。

(施設等利用給付認定保護者に関す る町への通知)

- 第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る町に通知しなければならない。(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)
- 第59条 特定子ども・子育て支援提供 者は、施設等利用給付認定子どもの 国籍、信条、社会的身分又は特定子 ども・子育て支援の提供に要する費 用を負担するか否かによって、差別 的取扱いをしてはならない。 (秘密保持等)
- 第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。)又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 特定子ども・子育て支援提供者 は、職員であった者が、正当な理由 がなく、その業務上知り得た施設等 利用給付認定子ども又はその家族 の秘密を漏らすことがないよう、必

要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育で支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

- 第61条 特定子ども・子育て支援提供 者は、職員、設備及び会計に関する 諸記録を整備しておかなければな らない。
- 2 特定子ども・子育て支援提供者 は、第54条の規定による特定子ど も・子育て支援の提供の記録及び第 58条の規定による町への通知に係 る記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。

附則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第 1項に規定する特定保育所をいう。 以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、 第13条第1項中「教育・保育給付認 定保護者(満3歳未満保育認定子ども)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第 1項に規定する特定保育所をいう。 次項において同じ。)から特定教 附則

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第 1項に規定する特定保育所をいう。 次項において同じ。)が特定教育・ 保育を提供する場合にあっては、当 分の間、第13条第1項中「(法第27 条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、 「定める額とする。)をいう。)」と あるのは「定める額をいう。)」と、

育・保育(保育に限る。第19条にお いて同じ。)を受ける者を除く。以 下この項において同じ。))」と、同 条第2項中「当該特定教育・保育」 とあるのは「当該特定教育・保育(特 定保育所における特定教育・保育 (保育所に限る。)を除く。)」と、 同条第3項中「額の支払を」とある のは「額の支払を、町の同意を得 て、」と、第19条中「施設型給付費 の支給を受け、又は受けようとした とき」とあるのは「法附則第6条第 1項の規定による委託費の支払の 対象となる特定教育・保育の提供を 受け、又は受けようとしたとき」と し、第6条及び第7条の規定は適用 しない。

2 略

同条第2項中「(法第27条第3項第 1号に掲げる額」とあるのは「(法 附則第6条第3項の規定により読 み替えられた法第28条第2項第1 号に規定する内閣総理大臣が定め る基準により算定した費用の額」 と、同条第3項中「額の支払を」と あるのは「額の支払を、町の同意を 得て、」と、第19条中「施設型給付 費の支給を受け、又は受けようとし たとき」とあるのは「法附則第6条 第1項の規定による委託費の支払 の対象となる特定教育・保育の提供 を受け、又は受けようとしたとき」 と、「当該施設型給付費の支給」と あるのは「当該委託費の支払」とし、 第6条及び第7条の規定は適用し ない。

2 略

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する町が定める額」と、「法第28条第2項第2号」とあるのは「同項第2号ロ(1)」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第1号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第

27条第3項第1号に掲げる額(その 額が現に当該特定教育・保育に要し た費用の額を超えるときは、当該現 に特定教育・保育に要した費用の 額)」とあるのは「法附則第9条第 1項第1号イに規定する内閣総理 大臣が定める基準により算定した 額(その額が現に当該特定教育・保 育に要した費用の額を超えるとき は、当該現に特定教育・保育に要し た費用の額)及び同号口に規定する 町が定める額の合計額」と、「法第 28条第2項第2号に規定する内閣 総理大臣が定める基準により算定 した費用の額(その額が現に当該特 別利用保育に要した費用の額を超 えるときは、当該現に特別利用保育 に要した費用の額)」とあるのは「同 項第2号口(1)に規定する内閣総 理大臣が定める基準により算定し た額(その額が現に当該特別利用保 育に要した費用の額を超えるとき は、当該現に特別利用保育に要した 費用の額)及び同号口(2)に規定す る町が定める額の合計額」と、「同 項第3号」とあるのは「法第28条第 2項第3号」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19 条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する支給認定子 どもに対して特別利用地域型保育 を提供する場合においては、当分の 間、第43条第1項中「法第30条第2 項第2号」とあるのは「法附則第9

条第1項第3号イ(1)」と、「同項 第3号」とあるのは「法第30条第2 項第3号」と、同条第2項中「法第 30条第2項第2号に規定する内閣 総理大臣が定める基準により算定 した費用の額(その額が現に当該特 別利用地域型保育に要した費用の 額を超えるときは、当該現に特別利 用地域型保育に要した費用の額)」 とあるのは「法附則第9条第1項第 3号イ(1)に規定する内閣総理大 臣が定める基準により算定した額 (その額が現に当該特別利用地域型 保育に要した費用の額を超えると きは、当該現に特別利用地域型保育 に要した費用の額)及び同号イ(2) に規定する町が定める額の合計額」 と、「同項第3号」とあるのは「法 第30条第2項第3号」とする。

附則

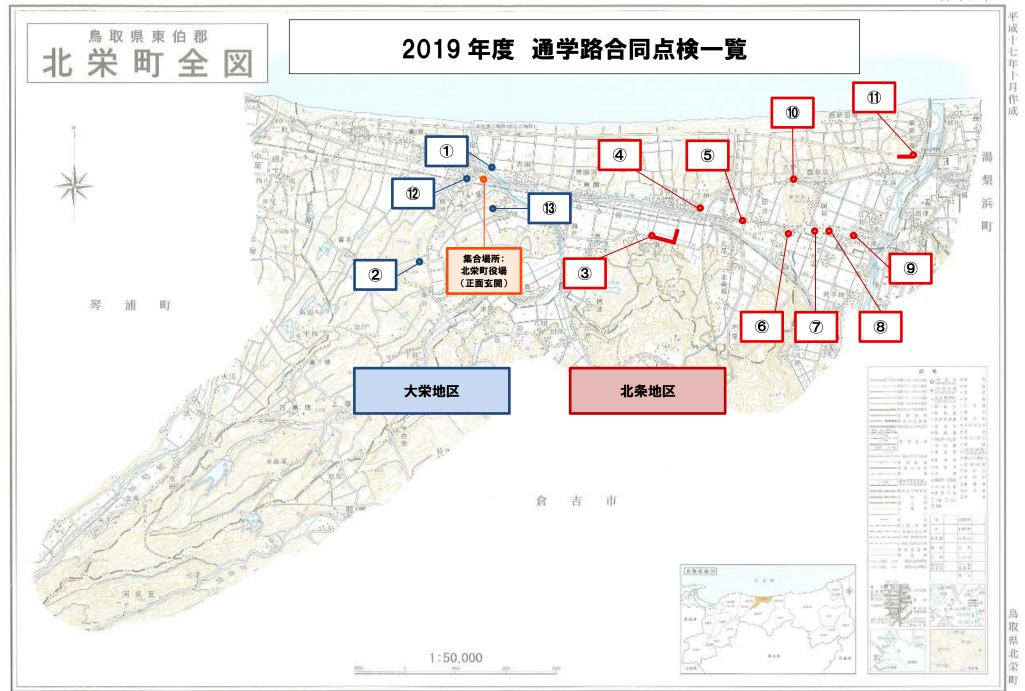
この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2019年度 北栄町通学路合同点検結果一覧表

		4-13			2子呀口问点快				町				
点検 No.	報告校	要望自治会	道路名	管理 者	具体的な危険状況と 要望	県	道路担当	交通対策	教委	学校	地域	警察	適用
1	大栄小	由良宿	六尾大谷 線、天神北 年貢地線	,町	交差点で見えづらい →ミラーの設置			ミラーの新規設置の要件を 満たしていないため、設置し ない。視界の確認ができない とは言えない。				引き続き、一時停止の厳守と 停止線から滅速して交差点 へ侵入を。(一時停止線を少 し前方に移動させては?)停 止位置を守らない者がいたと きに、逆に危険。	
12	大栄小	由良宿	駅前西線	町	車の通行が多く、危 険⇒看板の追加設 置を	※補足:別の通学路案である県道320号羽合東伯線(郵 便局前)の歩道設置については、事業中止となった。旧 ガソリンスタンド前の用地買 収ができなかったため。	横断歩道前での滅速マーク の設置を検討。	看板の追加設置を検討。				(横断歩道前を一時停止に できないか?)駅ロータリー から出る車とどちらが優先か 判断つきづらいため、難しい。また他の方向からの進 行車も一時停止にする必要 がある等影響が大きい。	
2	大栄中	青木	比山高千 穂線	町	大型車の通行が多く 非常に危険 →街灯・自転車通行 が可能な歩道を設置		道幅・交通量から、歩道や自 転車専用道の設置は難し い。消えかけている白線を回 復しても、歩行者等への効果 は薄いと考えられる。	防犯灯の設置を検討。 →現在、発注済。既存の3台 に加え、10月中に5台追加設 置。					(その他: 県道の除草は、町が委託 等受けてできないか?⇒できない。 ボランティアでの除草については、 補助事業あり、学校単位でも登録可能。こちらの活用を。)
13	大栄小	瀬戸	円駄道	町	【防犯視点】 白線が消えている⇒ 白線または防護柵 を、周りに民家等駆 け込める場所がない		消えかけている白線を回復しても、歩行者等への効果は 薄いと考えられる。		「子どもかけこみ110番の車」 を新たに導入することを検 討。民家のない箇所での地 域の見守りを強化。	(別の経路はないか?)六尾 北団地前を通る経路あり。し かし、そちらは交通量が多 い。		民家のない箇所では、地域 での「ながら見守り」の強化 を。青色パトロール等での巡 視が有効。	
3	北条中	曲	亀谷北条 線	県	【防犯視点】 照明があるが、暗い →もっと明るいものに 変更	交通量を鑑み、街灯の設置は難しい。		集落外の防犯灯について は、新規設置・明るいものへ 変更を検討。 町の防犯灯設置基準に従い 必要な箇所は検討する。		学校は、遠方から通学する 者にも配慮した下校時間を 検討。	集落内の防犯灯について は、自治会で新規設置・明る いものへ変更の検討を依 頼。	歩道があるため、街灯が少 なく暗いが、車とぶつかる等 の危険は軽減されている。	備者:防犯灯設置基準 主要道路上で、付近に民家が少な く、かつ主な受益範囲が複数の自治 会住民に及ぶため、自治会等防犯 灯を設置するのが困難な位置にあ り、町長が必要と認める箇所。 公共建設物若しくは公共施設構内 又はその周辺50m以内の地点で町 長が必要と認める箇所。
4	北条小	松神	松神國坂線	町	大型トラックの進入 があり、大変危険 一大型車両の進入 制限				学校・地域と協働し、関係事業者に対し、う回路を通ることへの協力願いを行う。	教育委員会と協働し、関係 事業者に対し、う回路を通る ことへの協力願いを行う。	教育委員会と協働し、関係 事業者に対し、う回路を通る ことへの協力願いを行う。	まずは、事業者に対し協力 願いの検討を活め力願いの 結果によっては、規制をかけ ることも検討。 ※ただし規制をかける際に は、自動車の種類(大型、中 型、準中型等)に応じて、規 制をかけるため、実際どんな 車が通り、危険なのか検証 が必要。	
5	北条中	弓原	松神国坂線	町	進入禁止時間帯に進 入してくる車あり →取り締まりを							取り締まりを不定期に実施。 規制線等で消えかけている 箇所を修繕。	7:30-8:30進入禁止
6	北	中央団地	中央1号線	町	大きな用水路、田植 期には、水かさが増 え、危険 →囲いの設置、危険 表示を		転落防止柵の設置を検討。	(その他:防犯灯の腐食を修繕)	「あそぶな危険」等の表示設置を検討。	危険個所で遊ばないよう児 童生徒へ注意喚起。	危険個所で遊ばないよう児 童生徒へ注意喚起。	191/1 C. 19249 o	
7	北条小	国坂東	國坂國坂 浜線	町	車通りが多い →スクールゾーン標 示				「スクールゾーン」の設置を 検討。				倉吉方面からの抜け道としての通行 が多い。ゾーン30の区域外。
8	北	みど り西	清谷北条線	県	水路にふたがない箇 所が約10mある →ふたの設置	「スクールゾーン」の設置を 検討(H30)。※進捗確認。	ふた・ガードパイプは、水路 の掃除や除雪の際に不便な ため、設置しない。			危険個所で遊ばないよう児 童生徒へ注意喚起。特に冬 期の除雪後。	危険個所で遊ばないよう児 童生徒へ注意喚起。特に冬 期の除雪後。		該当箇所は、側溝ではなく、水路。 倉吉方面からの抜け道としての通行 が多い。ゾーン30の区域外。
9	北	みど り団 地1 区	みどり12 号線	町	側溝のふたがない箇 所あり →ふたの設置		道路の横断部の側溝の蓋は、町が設置を行うが、それ以外の蓋かけは自治会で行う。			TO THE STATE OF TH	ふたの設置は、町へ占用許可をとる手続きを踏み、自治会で行う。		
10	北条小	大野	米里大野 線 下神江北 浜線	ш-	車では徐行が必要な 細い道 →道路上に白線以外 の標示、標識を設置		消えかかっている白線の修繕を検討。特に、幅の広い交差点を狭くするための斜線表示等。	該当箇所の手前に、交通安 全対策協議会が設置した看 板あり。追加設置を検討。	「スクールゾーン」の表示設 置を検討。		法定外だが、消えかかっている「止まれ」標記の修繕等の 検討を依頼。		
10	北条中	東新田場	国道9号線 側道2号 線、東新田 場1号線		【防犯視点】 トンネルから通学路 が暗い →照明・街灯を設置		除草をし、環境管理を行う。	防犯灯については、次年度 以降、設置を検討。昨年度・ 今年度中の設置はなし。 トンネル内の防犯灯について は、明るいものへの交換を検 討。(入口付近の防犯灯は、 国からの指示で、夜にのみ 点灯するようになっている)	国交省倉吉河川国道事務所 へ、除草の定期実施を依 頼。	学校は、遠方から通学する 者にも配慮した下校時間を 検討。		常に、除草等の環境管理を。	※トンネル管理:国交省倉吉河川国 道事務所(26-6221ササイ様) ※トンネル内の防犯灯の管理:町

2019年度 北栄町通学路合同現地点検結果一覧表(防犯視点)

					対応必要箇所の主な内容									想定される主な対策									適用			
						2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
No	報	·告 交	自治会	具体的な危険状況 と要望	周囲の目なし	路上に死角	付近に住宅等なし	地域環境管理に課題	歩車道の別なく、犯罪者が近寄りやすい	見えにくく連れ込まれやすい場所あり	不審者事案が多発	明かりがなく、犯罪が見えにくい	その他	見守り活動の強化	青色パトロールの強化	警察官パトロー ル強化	こども110番の家・車	防犯灯の設置・見通し確保	環境管理の徹底	防犯カメラの設置	歩車道の区別	空き家・空き地等の管理	集団登校・バス等1人区間の解消	通学路の再設定	その他	
13	対第八	大栄小	瀬戸	【防犯視点】 白線が消えている⇒白線ま たは防護柵を、周りに民家等 駆け込める場所がない	0		0		0					0	0		0									
3	计算中	比条中	曲	【 <u>防犯視点】</u> 照明があるが、暗い →もっと明るいものに変更	0		0		0			0						0								
1	才 第 中	比条中	東新田場	【防犯視点】 トンネルから通学路が暗い →照明・街灯を設置	0	0	0		0	0		0						0	0						l l	※H30-10協議済 ・(町)視界を妨げる草木は撤去 を検討。砂撤去の必要性は低 い。 ・(町)防犯灯の設置を検討



令和元年度 通学路合同点検箇所位置図

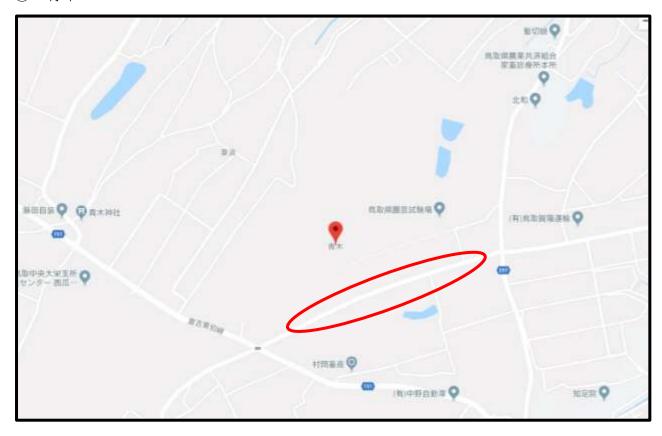
① 由良宿



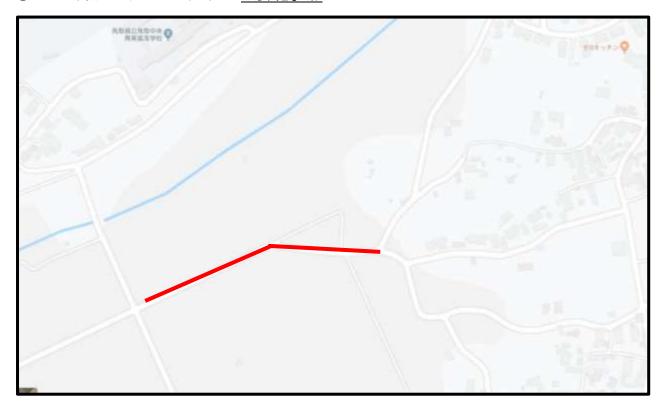
迎 由良宿



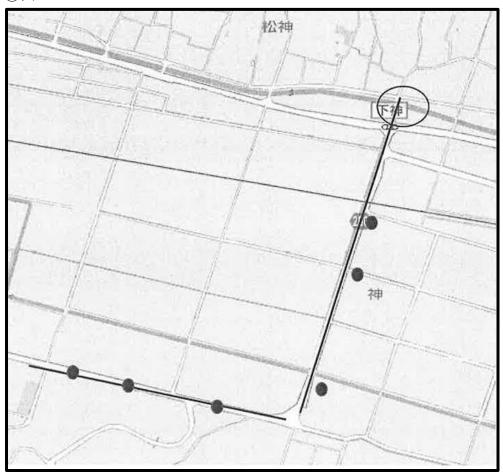
② 青木



⑬六尾(瀬戸地区から要望) ※防犯視点



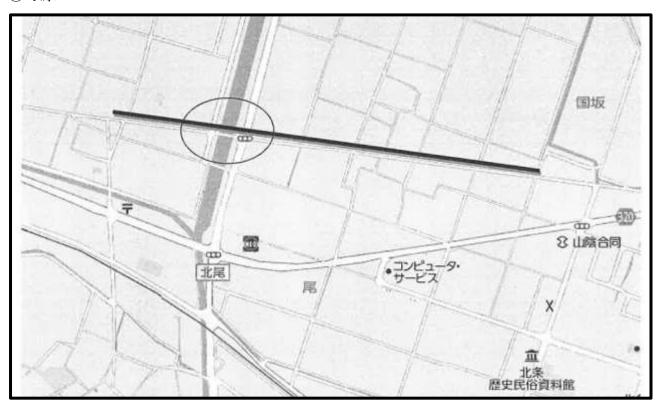
③曲



④松神



⑤弓原



⑥中央団地



⑦国坂東



⑧みどり西



⑨みどり団地1区



⑩大野



⑪東新田場



令和元年度市町村教育委員会研究協議会(第2ブロック)開催要項

1 目 的

各市町村教育委員会において展開されている地域の実情、特性に応じた特色ある優れた施策についての情報・意見の交流や教育委員会の在り方についての研究協議等をおこなうこと等により、総合的かつ積極的な地方教育行政の一層の展開に資することを目的とする。

2 主 催

文部科学省、鳥取県教育委員会

3 開催期間

令和元年 11 月 5 日 (火) 行政説明、基調講演、パネルディスカッション 令和元年 11 月 6 日 (水) 事例発表・研究協議(分科会)

4 会 場

11月5日(火) とりぎん文化会館 梨花ホール 〒680-0017 鳥取市尚徳町 101-5 11月6日(水) とりぎん文化会館 小ホール 〒680-0017 鳥取市尚徳町 101-5 とりぎん文化会館 第1会議室 〒680-0017 鳥取市尚徳町 101-5 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館) ホール

〒680-0846 鳥取市扇町 21

5 参加者

第2ブロックの市町村教育委員会(地方公共団体の組合に置かれる教育委員会も含む)の教育長、 教育委員、事務局職員等

<第2ブロック>

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

6 日 程

11月5日 (火)	12:00 ~	13:00	[60分]	受付
	13:00 ∼	13:30	[30分]	開会行事
	13:30 ∼	14:30	[60分]	行政説明
	14:30 ∼	14:45	[15分]	休憩
	14:45 ∼	15:45	[60分]	基調講演
	15:45 ∼	16:00	[15分]	休憩
	16:00 ~	17:15	[75分]	パネルディスカッション
11月6日(水)	9:30 ∼	10:00	[30分]	受付
	10:00 ~	11:45	「105分]	事例発表·研究協議(分科会)

7 詳細日程

7 [詳細日程	4 +													
	日時	内容													
		ん文化会館梨花ホール													
	12:00~13:00	〇受付													
	13:00~13:30	1 開会行事													
		オープニングセレモニー 智頭農林高校による麒麟獅子舞													
		主催者挨拶 文部科学省													
		 鳥取県教育委員会 教育長 山本 仁志 B	E												
	13:30~14:30	2 行政説明													
	10 00 11 00														
	14:30~14:45	(休憩)													
1	14:45~15:45	3 基調講演													
	14.45,~15.45														
		『地域との連携協働による学校づくり													
		~人口減少社会における学校と地域の役割~』													
11		講師 文部科学省総合教育政策局 コミュニティ・スクー	ール推済	進員											
月		CSマイスター 梶原 敏明 氏													
5	15:45~16:00	(休憩)													
日	16:00~17:15	4 パネルディスカッション													
(火)	-														
	コーディネーター														
			主昌												
	文部科学省総合教育政策局 コミュニティ・スクール推進員														
	CSマイスター 梶原 敏明 氏														
	パネリスト 広島県府中市教育委員会教育長 平谷 昭彦 氏														
		倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸 氏													
	A 111)	文部科学省													
	会 場:とりぎ	ん文化会館 小ホール、第1会議室、鳥取県立生涯学習センター ホール (※公利会会場については、参加申込人物により決定します)													
		(※分科会会場については、参加申込人数により決定しま ⁻ 	9。)												
	9:30~10:00	○受付 5 事例発表・研究協議													
	10:00~11:45														
	(1)第1分科会 『地域との連携協働による学校づくり														
		~人口減少社会における学校と地域の	つ役割っ	~]											
		発表者 山口県萩市教育委員会学校教育課指導主事	田中	由起村	支氏										
		南部町教育委員会教育長	福田	範史	氏										
_		司会者 伯耆町教育委員会教育長	後藤	弥	氏										
2		助言者 文部科学省	,												
日目		(2) 第2分科会 『学力向上施策の推進』													
H		発表者 三重県いなべ市教育委員会学校教育課課長補佐	七兼培i	首士車											
11		元 3 一 里 京 1 3 1 1 1 3 1 3 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5		是土尹 晴彦	氏										
月		自历士牧女禾巳入牧女目			· -										
6		鳥取市教育委員会教育長		高志	氏										
		鳥取市教育委員会副教育長		博幸	氏										
(水)		司会者 岩美町教育委員会教育長	寺西	健一	氏										
(,1,		助言者 文部科学省													
		(3)第3分科会 『英語教育の取組』													
		発表者 宮崎県宮崎市教育委員会教育情報研修センター	-指導:	主事											
			片山	弘喜	氏										
		境港市教育委員会教育長	松本	敏浩	氏										
		境港市教育委員会教育総務課主幹兼指導主事	築谷	健作	氏										
		司会者 米子市教育委員会教育長	浦林	実	氏										
		助言者 文部科学省	1114 []	<i></i>	. •										
	<u> </u>	MIT WHALL I II													